

事 務 連 絡  
平成 29 年 12 月 26 日

各都道府県消防防災主管部（局）  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

救 急 企 画 室

L-乳酸ナトリウムリンゲル液の取扱いについて

平素より救急業務の推進に御尽力いただきまして、御礼申し上げます。

救急救命士の使用可能な薬剤として「救急救命士法施行規則第 21 条第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤」（平成 4 年 2 月 27 日付け厚生省告示第 17 号）に乳酸リンゲル液と定められていますが、今般第十七改正日本薬局方に収載された L-乳酸ナトリウムリンゲル液の取扱いについて、別紙 1 のとおり照会を行ったところ、厚生労働省から別紙 2 のとおり回答がありました。

つきましては、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

【担当】

消防庁救急企画室救急推進係

森川・石井・大坪

TEL 03-5253-7529

E-mail kyukyusuishin@soumu.go.jp

消防救 第 207 号  
平成 29 年 11 月 13 日

厚生労働省医政局  
地域医療計画課長 殿

消防庁救急企画室長  
(公印省略)

L-乳酸ナトリウムリンゲル液の取扱いについて (照会)

標記の件について、下記のとおり照会いたしますので、御回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 今般、第十七改正日本薬局方に収載されたL-乳酸ナトリウムリンゲル液は、「救急救命士法施行規則第 21 条第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤」(平成 4 年 2 月 27 日付け厚生省告示第 17 号)に示されている救急救命士の使用可能な薬剤である乳酸リンゲル液に該当するものと解してよいか。
2. L-乳酸ナトリウムリンゲル液以外の乳酸リンゲル液についても、引き続き、同告示に基づき救急救命士が使用可能であると解してよいか。

【担当】

消防庁救急企画室 救急推進係  
森川・石井・大坪

TEL 03-5253-7529

E-mail [kyukyusuishin@soumu.go.jp](mailto:kyukyusuishin@soumu.go.jp)

医政地発 1218 第 1 号  
平成 29 年 12 月 18 日

消防庁救急企画室長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

L-乳酸ナトリウムリンゲル液の取扱いについて (回答)

標記の件について、平成 29 年 11 月 13 日付け消防救第 207 号をもって御照会のあった内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 貴見のとおり。
2. 貴見のとおり。